

北杜市フィルムコミッション 撮影施設等提供者登録募集要項

この要綱は北杜市フィルムコミッション（以下北杜F C）が、フィルムコミッション事業として映画、テレビ、CMなどの制作者からの支援要請に応じるため、撮影に必要な物件、所有地等を提供していただける方を募集及び登録することに関し、必要な事項を定めるものです。

【登録条件】

1. 北杜市内に所在地がある施設に限ります。
2. 用途は特に問いません。

例としては

- ・個人宅 ・アパート及びマンション ・病院 ・店舗 ・駐車場 ・私道 ・空き地（広場）
- ・山林 ・キャンプ場 ・牧場 ・庭園 ・田畑 ・農場 ・果樹園
- ・銀行 ・工場 ・倉庫 ・ギャラリー ・ホテル等の宿泊施設 ・自動車教習所
- ・スポーツ施設（ゴルフ場、テニスコート、ボウリング場等） ・教会 ・神社 ・お寺
- ・斎場 ・葬儀場 ・カラオケスナック等

【登録方法】

1. 登録申込書に必要事項を記載し、現場が確認出来る写真を添付の上、北杜市F Cへ提出してください。
2. 登録いただいたデータは、北杜F Cが支援するドラマや映画等の映像制作に協力していただく際に要するものであり、他の目的に使用することはありません。
3. 本手続きは「登録」であり、物件等の使用を約束するものではありません。

【協力要請】

1. 映像制作者が必要とした場合に限り、北杜F Cから協力要請の連絡をいたします。
2. 制作者との連絡、調整は北杜F Cの職員が対応し、下見や撮影の際も立会います。

【注意事項】

1. 業務に支障があった場合等の経済的損失について、北杜F Cは責任を負いません。
2. 撮影中の事故等について、北杜F Cは責任を負いません。
3. 施設の使用料等かかる費用については制作者と直接交渉願います。北杜F Cは一切の費用を支払いません。
4. 制作者からの提示された条件や撮影内容等によってはお断りしていただいて結構です。
5. 撮影スケジュールは事前に打ち合わせいたしますが、急きょ変更になる場合や長時間にわたる施設利用、また、協力いただいたロケ地での撮影が放映されないこともありますので、予めご了承ください。